

2007年12月17日

市川市長 千葉光行様

2008年度市川市予算編成 に対する要望書

日本共産党市川市議団

要望にあたって

日本共産党市川市議団は、2008年度の予算編成に対して要望書を提出いたします。日本共産党は「市政アンケート」によって約千人の市民のみなさんから要望や意見をうかがいました。それらをもとに、要望項目として272項目をここに掲げました。市長におかれましては、実現に努力していただくようお願いいたします。

定率減税の廃止に連動して税関係が負担増になり生活に大きな影響を及ぼしております。そうした中で「福祉や暮らし応援の市政にしてほしい」という声がたくさん寄せられました。その切実な声に応えるためにも、現在編成中の来年度の予算には、私たちが日頃から要望している福祉・医療分野の施策を手厚く盛り込んでいただきたいと思っております。

1 福祉部

<介護保険について>

- ・ 税制改正の影響で、保険料が上がらないように対策を図ること。また、保険料の引き下げの独自施策を行うこと。
- ・ 滞納者に対して、介護サービス費の全額立て替えを強制するなどのペナルティーを行わないこと。
- ・ 低所得者が支払う介護保険料について、現在市が行なっている減免制度を拡充し、条件を緩和すること。また、制度を市民に周知すること。
- ・ 低所得者の利用料に対して現在行なっている助成制度を拡大し、継続すること。
- ・ 介護認定を受けている市民に対し、「障害者控除」が受けられるようにさらに、個別に周知を徹底すること。
- ・ 介護保険料の減免制度の預金などの条件を緩和し、受けやすくすること。また、減免の制度があることを個別に周知すること。
- ・ 老人福祉計画の早期達成に向けて努力すること。特に待機者の多い特別養護老人ホームの増設を急ぐこと。あわせて社会福祉法人の施設開設が行いやすいように支援に努めること。
- ・ 苦情処理体系を整え福祉オンブズマン制度を創設すること。
- ・ 緊急時ショートステイが受け入れ可能になるよう手立てをつくすこと。
- ・ 介護施設の利用時や入所時に必要な検査や診断書作成費用に対して助成を行うこと。
- ・ 軽度者の介護サービスは現行水準で受けられるようにし、新予防給付メニューについては本人の希望を尊重すること。
- ・ 施設サービスで新たな自己負担となっている居住費、滞在費、食費について、市独自の軽減事業を実施すること。
- ・ 紙おむつは介護3以上に限定せず、必要な人に支給すること。
- ・ 地域包括支援センターの場所を増やすこと。また、体制強化のための必要な人員の配置などの支援を行うこと。
- ・ ケアマネージャーは施設から独立させ公正なプランを立てられるようにすること。また、報酬を引き上げるよう、国に要請すること。
- ・ サービス提供事業者に対し、居宅サービスおよび入所施設に対する指導と監督体制を強化し、質の向上を図ること。また、不正防止に努めること。
- ・ 非営利団体への財政的な支援も含めて支援体制を強化すること。

<高齢者福祉について>

- ・ 後期高齢者医療制度の実施中止と撤回を国に求めること。
- ・ 高齢者クラブの加入者を増やす支援を強化すること。また活動場所の提供、補助金を増

額し財政支援をさらに図ること。

- ・ 高齢者家賃補助制度を創設すること。また、市が保証人になって、民間住宅に入居しやすくすること。
- ・ 高齢者・障害者住宅の改修費の助成制度の所得制限を撤廃すること。
- ・ 知識や技能をもった高齢者や団体が地域で貢献しやすい支援体制を強化すること。また、団塊の世代など、高齢者の雇用機会の拡大に努めること。
- ・ あんしん電話は一人暮らしでなくても、必要な人に設置すること。また、自己負担をやめること。
- ・ 家族介護慰労金の支給を抜本的に引き上げること。
- ・ 一人暮らしの方に火災警報器、消火器の設置をさらに強めること。
- ・ 鍼灸マッサージ助成券の支給の所得制限は撤廃すること。
- ・ 地域ケアシステムの活動場所を増やし、さらに活動内容充実に努めること。
- ・ 地震対策として、家具転倒防止器具補助金を創設すること。
- ・ 高齢者が気軽に外出しやすくなるよう、シルバーパスなど助成制度を創設すること。
- ・ 一人暮らしの自殺や孤独死を防止する対策を強めること。
- ・ 高齢者のために、バス停にベンチや日除けを設置すること。
- ・ 高齢者の災害時の避難誘導など、支援体制を強めること。
- ・ 福祉タクシーの助成をもとに戻すこと。
- ・ 市営住宅の建設を促進すること。
- ・ 市営住宅の耐震改修を急ぐこと。そのさい、エレベーターの未設置を無くすこと。
- ・ 市営住宅の若い世帯の枠を作り、自治会活動などの継続が図れるようにすること。
- ・ 寝たきり老人福祉手当・介護手当は復活すること。
- ・ いきいき健康教室やミニデイセンターの場所や回数を増やすなど、高齢者の自立支援策を強め、周知すること。
- ・ 配食サービスは無理なアセスを行わず、希望者にはていねいな対応をすること。
- ・ 老人いこいの家は、講座数を増やし、施設整備の充実に努めること。
- ・ すべての人が生き生きと暮らせるための「福祉のまちづくり条例」制定を検討すること。

< 障害者対策について >

- ・ 障害者自立支援制度は国に撤回を求めること。
- ・ 市として独自にサービスを後退させないようにすること。
- ・ 駅周辺や公共施設のバリアフリー化をさらに促進すること。
- ・ 障害者の雇用を促進するための条件を整えること。
- ・ 精神障害者の自立のための施設を充実すること。

< ホームレス対策について >

- ・ 県市における実施計画を実効あるものにする。

- ・ホームレスへの医療を保障すること。
- ・ホームレスへの就労支援を強めること。

2 こども部

< 保育について >

- ・ 公立保育園の保育士を採用し、合意の得られていない民間委託は強行しないこと。
- ・ 保育料を引き下げること。
- ・ 定員の規制緩和をやめて配置基準を守り、待機児解消のための新設、増設を早めること。
特に待機児童の多い地域については早急に対処すること。
- ・ 国へ保育士の配置基準の引き上げを要求すること。
- ・ 公立保育園の看護師を、民間保育園にも巡回させること。
- ・ 公立保育園の産休明け保育実施園を増やすこと。
- ・ 保育所の設置認可について営利企業の参入は認めないこと。また、無認可保育所についても実態を調査し、その内容を児童福祉の視点から吟味し、指導すること。
- ・ 保育運営費の一般財源化をしないよう国に要求すること。一般財源化の影響額は保育予算として確保すること。
- ・ 利用者が増えているファミリーサポートセンターの事業委託費を増額すること。
- ・ 障害児のリハビリ保育を制度化し、受け入れ体制を確立すること。
- ・ 病後児保育について、病院の財政負担を軽減するよう配慮し、病院への助成金額を上げること。また、実施医院を増やすこと。

< その他の子育て支援について >

- ・ 学童クラブの指導員を社会福祉協議会の正規職員にするなど、待遇を改善すること。
- ・ 子育て支援センターの増設と、一時保育の受け皿を増やすこと。
- ・ 乳幼児虐待については、児童相談所と相談の上は早い対応に努めること。
- ・ 地域で行われている子育てサークルに対して、要望に応じて支援をすること。
- ・ 子どもの医療費助成は小学校卒業まで拡大し、200円の自己負担を撤廃するよう県に要請し、当面市による負担を検討すること。
- ・ 子どもの権利条約の趣旨をふまえた、市川市の「子ども条例」を制定すること。

3 保健スポーツ部

< 保険事業について >

- ・ ぜん息児童への医療費助成制度を県に復活を求めるとともに、市独自の助成制度を創設すること。
- ・ 特定検診に移行したことによる検診漏れをつくらないように周知徹底すること。
- ・ 訪問歯科、訪問理髪サービスの制度の周知と手続きを簡素化すること。
- ・ リハビリ病院の医師や職員を増やし、土曜、祭日の診療を行うようにすること。また、診療科目を拡大すること。訪問リハビリを行なうことを検討すること。医師の紹介がなくても、診察できることなど地元自治会や老人会に説明に行くこと。
- ・ アルコール依存症、精神障害者とその家族への援助を積極的に取り組むこと。
- ・ たばこの害について周知徹底すること。
- ・ 保健センターの機能を強化するため、保険師などの正規職員を増やすこと。
- ・ 健康増進事業として、公衆浴場を位置づけ、事業展開などの支援に努めること。
- ・ 妊婦検診の助成は議会の陳情採択を尊重し、早急に具体化すること。
- ・ 24時間、365日対応の小児救急医療体制を拡充すること。
- ・ 高齢者のインフルエンザ予防接種は無料にすること。
- ・ 歯科検診を周知するとともに、予防歯科の考え方のアピールに努めること。
- ・ 障害者歯科診療の体制をつくること。

< 国民健康保険について >

- ・ 高齢者への医療費助成を拡充すること。
- ・ 国民健康保険税を引き下げること。
- ・ 国保加入者全員に、正規保険証を発行すること。滞納者に対して、保険証取り上げなどの一方的な制裁を行わないこと。すくなくとも早急に、短期保険者証、資格者証発行者への健康状態、経済状態などの調査を行うこと。
- ・ 国民健康保険税と医療費一部負担金の申請減免制度を、生活保護世帯同様の低所得者に適用するよう基準を改め、必要な人には適用すること。また、国保課窓口や病院のケースワーカーを含め周知に努めること。

< 医療行政について >

- ・ 浦安市川市民病院は早期に建て替え、民設民営化はやめること。
- ・ 国立国府台病院は、厚労省から国立国際医療センター国府台病院（仮称）として存続させると通達があり、その実施に力を尽くすこと。休診中の産科、小児科の早期再開を強

く要請すること。

<その他>

- ・市斎場は、建物、設備など総点検し修繕すること。
- ・市斎場での「市民葬」制度を周知すること。
- ・温水プールを、南部に新設し、年間を通して利用できるようにすること。
- ・使いやすい公共スポーツ施設（少年野球場・スケボー場・フットサルコート・バスケットゴールなど）を増設すること。

4 経済部

<商店の活性化について>

- ・商店街の街灯電気代の補助制度を拡充すること。
- ・中小業者のくらしと営業を守るために、不況対策のための緊急融資制度を拡充すること。また返済期間の延長や、担保・保証人不要にするなど融資条件を柔軟にすること。
- ・信用保証協会が強引な取りたて、任意売却の強要、強引な競売をやめるよう、市が信用保証協会に申し入れること。
- ・空き店舗対策の助成制度の拡充をさらに図ること。

<農業振興について>

- ・農業や商店の後継者育成に努めること。また、結婚ができる機会の支援を行うこと。
- ・市民農園のさらに拡大を図ること。利用条件についても利用者の意見を聞いて見直すこと。
- ・地産地消の立場から、生産者と消費者の交流や理解を深める場を増やすこと。また、朝市などの機会を増やすようJAと協議すること。
- ・相続税対策を国に強く要望すること。

<雇用対策について>

- ・青年の年金未加入、健康保険未加入をなくすために企業に指導を行うこと。
- ・市場の信頼回復に努め、事業者の情報公開、チェック体制を強めること。
- ・産業振興ビジョンにもとづき施策の充実をはかること。市の産業振興予算や担当職員を増やすこと。
- ・「ポケット労働法」を成人式で配布するなど、若者に労働の基本的ルールについて普及

を図ること。

- ・ 若者の雇用を応援するために市として実態を調査し、施策を充実させること。

<地域経済の活性化について>

- ・ 公共事業の下請け賃金確保のための公契約条例をつくること。
- ・ 教育・福祉・医療など、生活密着型公共事業を増やし、市内中小業者の仕事を増やすこと。
- ・ 50万円以下の事業を登録制度をつくり、希望する市内業者に発注すること。
- ・ 大型店やコンビニなどに商店街に入るように指導すること。また身勝手な出店や撤退をしないようルール化を国に求めること。

5 教育総務部

- ・ 学校の安全対策としても事務員、用務員は、正規職員を配置すること。
- ・ 幼稚園の保育料値上げはしないこと。また職員をすべて正規職員にすること。
- ・ 地域の避難場所である学校は、さらに前倒しして耐震補強工事を行なうこと。
- ・ 危険学校で、補強工事が終わらない学校については、避難場所を変更すること。
- ・ 当面の対策として、窓ガラスが飛散しない対策をすすめること。
- ・ 施設の老朽化対策について、学校からの要望に最大限応えること。
- ・ トイレの改修をいそぐこと。
- ・ 教育予算を増やし、学校の要望にも応え、教育環境を整備すること。

6 学校教育部

- ・ 学校給食の直営の必要性を認め、これ以上の民間委託を行なわないこと。また委託の検証をし、情報を公開すること。
- ・ 食材はできるだけ地元産を取り入れること。
- ・ 鬼高小・信篤小・新井小学区は今後も児童数が増えているため、学校の新設を検討すること。
- ・ 千葉県に対し小中学校に30人以下学級を導入することを要望すること。
- ・ ボーダー学年対策を引き続き拡充すること。
- ・ 教員の免許外担当をなくすため、国や県に働きかけること。教員の増員は、臨時免許の拡大で対応するのではなく、当面、市費負担で配置すること。

- ・ 子どもの基礎的な学力の保障や市民道德の教育を重視し、競争と管理の教育を改善すること。
- ・ 学校行事の中で「日の丸」「君が代」の押し付けは行なわないこと。
- ・ 学区の弾力化の推進を見なおし、学区の自由化は行なわないこと。
- ・ 平和教育をさらに推進し、子どもの権利条約の啓発をすすめること。
- ・ 不登校やひきこもり対策をさらに強化すること。子どもの居場所作りなど自立を支える社会環境の整備とともに、相談・支援のしくみをさらに広げること。
- ・ ゆとろぎ、ライフカウンセラー、スクールサポートスタッフ、読書指導員の待遇改善を行なうこと。
- ・ 市単教員の増員を図り、少人数学級を独自にすすめること。
- ・ いじめ、不登校対策も含め、教職員の研修機会を増やし、資質の向上に努めること。

7 生涯学習部

- ・ 博物館の予算を増額し、企画展示を増やすこと。
- ・ 図書館事業に関する予算を増額し、蔵書を増やすこと。さらに休日の開館、時間延長を早急にすすめること。
- ・ 子どもの読書推進活動をさらにすすめること。
- ・ 外環用地から発掘されている貴重な遺跡を市民に公開する。

8 環境清掃部

- ・ 現在の三番瀬全体と行徳鳥獣保護区を、ラムサール条約に登録するよう、国・県に強く申し入れること。
- ・ 外環道路計画について環境が守られる保障がない。環境対策からも現時点で再度、環境アセスを実施するよう要請すること。
- ・ 東浜、石垣場の騒音、砂塵等の環境問題への対策に、ひきつづき全力をあげること。
- ・ 地球温暖化防止のためにも市民のエコライフをさらに推進すること。啓発に努めるとともに住宅用太陽光発電システムへの補助金の増額などさらに検討すること。
- ・ 自然との共生について、残されたわずかな緑地を守ると共に、壊された自然の復元に努力すること。また、JR以南は緑が少ないことから、緑の創設に努めること。
- ・ 環境ISOを取得する企業が増えるよう指導すること。

< 清掃行政について >

- ・ 長期継続契約に関し、地元業者優先を図ること。また、働いている人の雇用不安を改善すること。
- ・ ゴミの分別収集を進め、減量化を一層促進すること。住民の自主的なとりくみを奨励し促進すること。ゴミ発生の責任を消費者に一方的に押し付ける家庭ごみ収集の有料化は行わないこと。
- ・ また、一人暮らしの高齢者、障害者への個別のゴミだし援助を行うこと。
- ・ 祝日のゴミ回収を直ちに行うこと。
- ・ 生ごみ処理機、コンポストなどの普及をすすめ、堆肥利用・処理の体制をつくること。
- ・ デポジット制の法制化を国に働きかけること。また市独自でも実施すること。
- ・ カラス対策を強化すること。

9 水と緑の部

< 公共下水道の促進について >

- ・ 老朽化の激しい菅野処理場は、外環道路下に計画している松戸幹線にたよらず、近代的地下処理施設に改修し、上部を緑地公園にすること。
- ・ 今までの建設資本費の負担を止め、下水道の使用料を引き下げること。
- ・ 現在未整備地域は合併浄化槽を促進するため、補助基準を見直すこと。
- ・ 市内の未整備地域は、地域コミュニティ浄化槽計画も検討すること。
- ・ 真間川を中心とした主要河川の浄化を促進すること。

< 総合治水対策について >

- ・ 市川3丁目、市川南・鬼高地域など、低地域の水害対策は、早急な改善を図ること。
- ・ 国分遊水池の利用は市民の意見を聞き、誰でも親しみやすい施設とすること。

< 公園、緑地保全について >

- ・ 国にたいし、緑地の相続税の軽減を強く要請するとともに、所有者が相続に際し売却する意向を示したときは、市が積極的に用地を購入し、緑の募金を活用するなど保全対策をとること。
- ・ 真間山緑地（旧木内別邸跡地）に残された緑地を確実に守らせる手立てをとること。
- ・ 国府台から真間、須和田に至る斜面緑地の保全策を講じること。特に県血清研究所跡地と和洋駐車場については開発を規制する施策をたてること。

- ・ 公園清掃のボランティアへの補助金を増額し、気持ちよく働けるようにすること。
- ・ 公園の砂場や手洗場の清掃を徹底すること。また、公園の管理費を増額し、樹木の剪定や花の管理を徹底させ、全ての遊具を総点検し、防犯を含め安全対策に万全を期すこと。

10 都市計画部

- ・ 市川の都市計画道路は、外環中心の道路網ではなく、市民の生活に密着した道路計画に改めること。

<外環道路建設について>

- ・ 県・国に対して、S P Mの環境影響評価を含め環境影響評価のやり直しを要求すること。
- ・ これまで買収された用地の市民への開放を広げること。
- ・ 工事については住民に説明し、納得を得ること。
- ・ 買収された用地の周辺は、安全のため、住民の意見を聞き、防犯灯を増設すること。
- ・ 広場として利用されている用地の代替も検討すること。
- ・ 未買収用地の強制収容は行わないこと。
- ・ 工事被害の防止を国に強く求めること。

<その他の都市計画道路について>

- ・ 3・3・9号線は、市民の意向に沿って抜本的に見なおすこと。
- ・ 3・4・18号線は、環境問題も含め住民合意を図ること。及び、未買収用地の強制収容は行わないこと。

11 街づくり部

- ・ 学校の耐震診断の結果にもとづき、補強工事を早急に行い、避難場所としての機能を強化すること。
- ・ 市民参加の「まちづくり条例」を制定すること。紛争予防条例を守らない業者名は公表すること。
- ・ 市内建築物の耐震性能を確保するため、民間機関からの報告をチェックできるように、市の体制を強化すること。

<三番瀬関連について>

- ・ 第2湾岸道路については、再検討するよう国・県へ要望すること。
- ・ 塩浜駅周辺は、行徳近郊緑地と一体になるよう整備すること。企業権利者の利益優先ではなく、市民に親しまれる海辺にふさわしいまちづくりをすること。

<住宅・マンション対策について>

- ・ 直結給水方式採用にあたっては、住民負担をなくし、住民が管理できない地中の給水管の維持・管理費用は、水道事業者負担とするよう、県に要望すること。
- ・ 共用部分への改修・維持管理への支援をすること。
- ・ 耐震強度調査を住民の要求に応じて実施すること。
- ・ 民間住宅の耐震補強工事への公的助成制度を周知すること。
- ・ 小規模受水槽の維持、清掃、管理について公的助成を行なうこと。
- ・ 障害者住宅改造費助成金を増額し、また所得制限を撤廃すること。
- ・ 斜面緑地へのマンション建設を規制すること。
- ・ 低所得者や高齢者が民間住宅を借りる場合、排除しないよう仲介業者の指導を徹底すること。

<再開発事業について>

市川駅南口再開発事業について

- ・ 鉄筋不足による事故は最後までJVに責任を求め、事故による失った信用を事業者と協議し回復に全力を尽くすこと。
 - ・ 借地・借家権者に対して適切な支援を行うこと。
 - ・ 工事中の騒音、粉じん、工事車両については周辺住民の意見に応えること。
 - ・ 展望台建設は、公費の無駄遣いにつき、民間に任せるか、中止すること。
-
- ・ 八幡A地区再開発事業については、地権者の負担にならないよう、十分に意見を尊重すること。また周辺住民の意見を尊重すること。

12 道路交通部

<公共交通網の充実のために>

- ・ 内巡回バス路線を増やし、公共交通網を整備すること。

- ・ 現在市内の駅利用のバス運行は、終電まで時間延長するよう事業者に要請すること。
- ・ 公共施設や病院を結ぶコミュニティバス・循環バスは、住民要求に基づき、未実施地域での検討をはじめること。
- ・ 接近表示機を主要バス停留所に設置すること。
- ・ JR市川大野駅のエレベーター・エスカレーターの設置を早急に行うこと。
- ・ 北総鉄道の運賃の引き下げを要求すること。
- ・ 各駅近くに駐輪場を増設すること。
- ・ 鉄道事業者や大手スーパーなどに、駐輪場用地の提供と建設費の負担を要請するとともに、放置自転車対策や、税制度も検討すること。
- ・ 駐輪場の利用料金を引き下げること。また、無料駐輪場を増設すること。
- ・ 放置自転車対策として、アンケート実施や懇談会開催などで利用者の意見を聞くこと。また、直接、自転車整理要員との懇談も行い、意見を取り入れること。
- ・ 土・日にも自転車整理員を全箇所配置すること
- ・ 船橋市境、松戸市境の駐輪場を利用する市川市民の料金に助成を行うこと。
- ・ 市役所前及び公的施設の駐車場の有料化を見直すこと。
- ・ 京成電鉄の立体化早期実現につとめること。

<バリアフリーの歩道整備、安全対策について>

- ・ 全ての歩道や交差点の電柱を改修し、車椅子やベビーカーがスムーズに通れるようにすること。また、駅近くの交差点には、点字ブロックを設け、さらに音声信号を設置すること。
- ・ 子どもの通学路の安全を確保するため、朝夕の通学路の整理・誘導は、ボランティアだけに頼らず、交通整理員を配置するための予算を組むこと。
- ・ 市民から出された市内の生活道路や歩道は、危険な箇所の改修、整備を急ぐこと。また、側溝に蓋がけすること。
- ・ 国道14号の歩道上の電柱をなくすよう、国に要請すること。

13 総務部

- ・ 自治基本条例をつくること。

<広報、公聴活動について>

- ・ 「広報いちかわ」の「市民コーナー」への掲載制限をやめ、市民の自主的活動のページを増やすこと。
- ・ 市民意見を十分に反映させるため、意見箱を増設するなど、努力すること。

- ・ 条例制定にあたっては、パブリックコメントの実施を原則とすること。
- ・ 「市長からの手紙」は、廃止も含めて検討すること。
- ・ 福祉や医療など制度が随分変わっている、市民への制度紹介をもっと重視すること。

<平和事業について>

- ・ 憲法9条と「平和都市宣言」を市政に生かし、平和施策や平和教育を推進すること。
- ・ 毎年8月に広島、長崎で行われる記念式典に、青少年、職員を毎年派遣すること。

<人事について>

- ・ 市民サービス低下をもたらす職員削減は行なわないこと。
- ・ 現業職員・技術職員の採用を行うこと。また、職員の健康状況や能力に応じた移動先を保証すること。
- ・ 職員の研修を重視し、「全体の奉仕者」としての自覚と能力を高めること。
- ・ 臨時職員、嘱託職員、パート職員は、本人の希望も聞いて待遇を改善すること。
- ・ 「市民との協同」を言いながら、土・日・祝日は職員との懇談ができにくい状況がある。代休制度を創設するなど時間外での市民との懇談をしやすくするよう改善すること。
- ・ 職員採用試験の受験料を廃止すること。また、市内在住職員の採用を、防災体制の強化からも重視すること。
- ・ 職員の健康管理、メンタルヘルス対策を充実させること。

<男女平等社会推進について>

- ・ 男女平等社会への行動を実効あるものにするため、予算の増額をはかること。

1 4 企画部・情報システム部

- ・ 福祉部門、教育部門への民間委託、民間活力導入は、住民福祉の増進を阻害しかねない側面があるため、コスト削減第一主義にたたず、公的役割を果たす立場を堅持すること。
- ・ 費用対効果の少ない情報システムの事業は見直すこと。
- ・ 民間委託の検証を行い、それを公表すること。また、安易な職員削減に民間委託を使わないこと。

- ・ 市民サービスの後退につながる扶助費の削減は行なわないこと。
- ・ 市場化テスト法は実施しないこと。
- ・ 政令指定都市の検討は、さらに市民の意見を聞き、見直すこと。
- ・ 健康都市を目指すのであれば住民負担を軽減し、予防医療にも力をいれること。
- ・ 個人情報保護をさらに徹底すること。

1 5 文化国際部

- ・ 若者が音楽を練習できる場所を増やすこと。
- ・ 文化団体の活動拠点が不足している。気軽に使える集会施設を増やすこと。
- ・ 文化団体が市内施設を利用する際の利用料に助成すること。また、学芸員を増やし、文化団体の活動支援を援助すること。
- ・ 文化会館の駐車場の料金を見直すこと。また障害者に対応したバリアフリー化をさらに検討すること。
- ・ 市長や職員の海外出張を減らすこと。また、友好都市、姉妹都市の交流のあり方を見直し、財政の節約に努めること。

1 6 市民生活部

- ・ 有償ボランティアなど安あがりのつかい方はやめること。
- ・ 自治会の集会所がないところは積極的に相談に応じ、援助すること。
- ・ NPO法人への支援の基準をつくること。
- ・ たばこの「ポイ捨て禁止条例」は、過料をとることを見直すこと。さらに歩きタバコは全駅禁止の対策を検討すること。
- ・ 市役所本庁の申請窓口や相談所について、土曜日・日曜日の開設も今後検討すること。
- ・ 大震災から災害弱者といわれる障害者・高齢者への支援策をさらに検討すること。また地域の支えあいなど、身近な防災対策を強化すること。
- ・ 災害ボランティアの受け入れ体制など、市民の自主活動を育成すること。
- ・ 避難場所になっている管理体制、また地震を想定した訓練を行うこと。
- ・ 備蓄倉庫の整備と点検をし、その結果を市民に公表すること。
- ・ 交番の廃止計画の撤回、警察官の常駐化による空き交番の解消、乗降客の多い駅や世帯数の多い団地など、人口に合わせた交番の配置を行うよう県に求めること。
- ・ 住基カードの無料発行キャンペーン及び、証明証自動交付機の先行投資は見直すこと。

17 財政部

- ・ 住民税の減免対象を拡充すること。匝瑳市のような、市独自の生活保護を基準とした軽減制度を創設すること。
- ・ 住民税の徴収にあたって、低所得者の生活用財産等の差し押さえは行わないこと。
- ・ 調整区域内の大規模建築物に対しては、都市計画税にみあう適正な負担を求めること。京葉道路に課税すること。また、外環用地の固定資産税影響額にみあう負担を、国に対して求めること。
- ・ 財政の情報公開をさらにすすめること。
- ・ 予算のパブリックコメント実施を検討すること。
- ・ 予算の市民提案制度など、市民がさらに市政に参画できる方法を検討すること。
- ・ マンションや分譲住宅のプレイロットなどの共有部分の固定資産税を軽減すること。

18 管財部

< 指定管理者について >

- ・ 協定書などに、職員の身分、賃金・労働条件の安定的確保を明確に位置づけること。また、専門性、サービスの質、その他継続性・安定性などを明確に位置づけること。
- ・ 再募集に当たっては、事業者が代わっても労働者雇用の継続性が図られるようにすること。また、労働条件の切り下げにならないように、法令順守を徹底すること。
- ・ 議会に決算収支の報告を出来るようにすること。
- ・ 市長・議員、その他関係者が経営する会社に指定しないように規定を盛り込むこと。
- ・ 指定管理者に職員の再就職先としないこと。

< 長期継続契約 >

- ・ 市としての運用基準、契約基準を作成すること。また、その中に職員の身分、賃金・労働条件の安定的確保を明確に位置づけること。
- ・ また、専門性、サービスの質、その他継続性・安定性などを明確に位置づけること。
- ・ 地元業者優先、育成を明記すること。事業者が代わっても労働者の雇用不安が生じないようにすること。
- ・ 市の業務委託については、受託業者の労働者への、単価、工賃などのチェックを公的責任として行うこと。

< その他について >

- ・ 公益通報制度の活用を図ること。

- ・ 公共事業は出来るだけJVにするなど、地元業者の育成を図ること。また、分割発注にするなど、参加機会の拡大を図ること。
- ・ 電子入札制度になって、同じ業者がいくつも落札している例がある。公平性の観点から改善すること。
- ・ 物品購入に当たっては、できるだけ市内中小業者から購入すること。また、出先機関などにも、地元業者への発注を指導すること。

19 消防局

- ・ 消防職員を削減しないことは勿論、国基準に基づいて計画的に増員すること。
- ・ 高層マンションが増えている。それに対応できる消防体制を強化すること。
- ・ 高規格救急車を増やし、救命率の向上をさらに図ること。
- ・ 救急車の有料化は検討しないこと。出勤が増える原因を分析し、今後の施策に生かすように検討すること。
- ・ 火災の一番の原因は放火である。パトロールを強化し、地域で自主的な守り隊の活動を支援すること。
- ・ 防災センターの建設を検討すること。
- ・ 中・高層ビルや雑居ビルの火災予防や危険物の取り扱いなどの指導を強化すること。
- ・ 消防団員の確保、婦人消防団の育成に努めること。
- ・ 消防音楽隊の演奏を楽しみにしている市民がいる。市民が鑑賞できる機会を増やすこと。例えば、文化会館で年1度演奏するなど。